

別表第1

作業別安全・適正就業基準 I (作業名 植木剪定)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 (1) 作業服は、袖口の縮まったものを。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 (地下足袋、安全靴等)。 (3) 保護帽は、必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 8 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 9 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等
脚立等使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立等は、丈夫な構造のものを使用すること。 2 脚立等には、開き止めが付いていること。 3 脚立等の設置は、脚立等の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。 4 脚立等は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 5 脚立等上での作業は、二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業しないこと。 6 脚立等を昇降する際には、手に道具類は持たないこと。また、飛び降りないこと。 7 作業中の脚立等周辺には、ハサミ、刃物類は放置しないこと。 8 樹枝の切り落としの際には、樹下の安全確認を行うこと。 9 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等
椅子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 椅子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2 椅子は、滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 3 椅子は、地面との角度が75度以下になるように掛けることとし、椅子の上部は60cmぐらい上方に出るようにすること。 4 椅子を昇降する際は、手に道具類を持たないこと。また、飛び降りないこと。 5 椅子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6 通路での作業は、標識を設けること。 7 樹木に椅子を立て掛ける際には、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 8 樹枝の切り落としの際には、樹下の安全確認を行うこと。 9 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等
足場台使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 足場台は、丈夫なものを使用し、手すりがあるものを使用すること。 2 足場台では、無理な姿勢で作業をしないこと。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上より2m以上の樹上での作業をする場合は、保護帽(あごひもを必ず結ぶ)はもちろん、安全帯を着用すること。 2 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮を持つ樹種での作業は、慎重に行うこと。 3 枝につかまったり体重をかけたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。 4 樹枝の切り落としの際には、樹下の安全を確認すること。 5 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
	<p>6 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から10cmくらいの所を枝直径の3分の1ほどノコギリで引き目を入れ、引き目より先端に向かって5cmの所を切り落とす。その後、残部を平らに期入り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。</p>	
刈込み作業	<p>1 共同で、刈込み作業を行う場合は、刈込みバサミ、ヘッジトリマの刃先に十分注意すること。 また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>2 使用休止中の刈込みバサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</p>	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 保護眼鏡 防塵マスク等</p>
運搬作業	<p>1 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</p> <p>2 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。</p> <p>3 トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。</p>	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等</p>

作業別安全・適正就業基準Ⅱ（作業名 塗装）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<p>1 常に健康の維持管理に努めること。 特に、有機溶剤及び粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。</p> <p>2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。</p> <p>3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。</p> <p>(1) 作業服</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 袖口は縮まったものを。 ・ 上着のすそは、いつもズボンの内に入れること。 ・ 上着は、突起物や大きなボタン等のないものとする。 ・ ズボンのすそは、いつも絞っておくこと。 <p>(2) 作業靴</p> <p>靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。 なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋又はこれに準ずる履物を使用すること。</p> <p>(3) 保護帽</p> <p>保護帽は、正しく着用すること(高さ50～60cmで墜落、死亡した例がある。)</p> <p>4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</p> <p>5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</p> <p>6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</p> <p>7 工具類や機械は、正確、安全に取り扱い、作業すること。</p> <p>8 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は、作業場以外の所定の場所で行うこと。 なお、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。</p> <p>9 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。</p> <p>10 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、速やかに洗眼すること。</p> <p>11 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちに拭き取ること。</p> <p>12 作業後は、床面の清掃、後片付けを行うこと。</p> <p>13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。</p>	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 防毒マスク等</p>
塗り込み作業	<p>1 被塗装物の中心に位置を取り、安定した姿勢で作業をすること。</p> <p>2 各種製品の塗り込み順序に従って、作業をすること。</p> <p>3 各種塗料を塗布するときは、送風に配慮し、作業すること。</p> <p>4 必要に応じて換気すること。</p> <p>5 塗り込み作業中は、火気に注意すること。</p>	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 防毒マスク等</p>
表面処理・剥離作業	<p>1 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け、長靴を着用すること。</p> <p>2 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと。</p> <p>3 剥離作業を行う場合には、防塵マスク、防塵眼鏡を着用すること。</p>	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 防塵マスク 防塵眼鏡等</p>
脚立等使用作業	<p>1 作業床が固定されているか確認すること。</p> <p>2 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。</p> <p>3 安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>4 作業に適する服装をすること。</p> <p>5 作業中は、必要以外は話をしないこと。</p> <p>6 工具類を落とさないよう注意すること。</p> <p>7 作業をしている下では、作業を行わないこと。</p> <p>8 高さ2m以上の箇所では、墜落のおそれのある所は手すり、柵、囲いなどを設け、立入禁止にすること。</p> <p>9 足場は、丈夫なものを使用し、たわみが大きくならないものを使用すること。</p> <p>10 足場板(アルミ合金製)は、傷、腐食等がない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で試し乗りをすること。</p>	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯</p>

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
	<p>11 椅子</p> <p>(1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>(2) 滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>(3) 平面に対して75度以下に掛けることを原則とする。</p> <p>(4) 飛び降りないこと。</p> <p>(5) 椅子上では、無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>12 安全带</p> <p>(1) 2m以下の作業であって作業床が設けられないときに使用すること。</p> <p>(2) 安全带の支持点は、頭上になるよう設けること。</p> <p>(3) 作業床が、幅40cm以下の場所では使用すること。</p> <p>(4) 作業床があっても、手すりがない場所では使用すること。</p> <p>(5) 安全带ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。</p> <p>(6) 安全带は、いつもキチンと締めること。</p>	
コンプレッサーの使用	必ずベルトカバーを付け、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。	

作業別安全・適正就業基準Ⅲ（作業名 除草）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口の縮まったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 作業帽は、必ず着用すること。 (4) 手袋(防振手袋等)を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 斜面での作業は、滑りやすいので、斜面の下方向に向かって刈り進まない、ロープを張る、足場を作るなど十分注意すること。 8 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 10 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11 長時間の作業は避けること。 12 雨天時の作業は避けること。 13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽を必ず着用すること。 2 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 3 水分の補給は十分にすること。 	日よけ帽等
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 2 鎌、刈込みバサミ等を使っての作業は、安全第一を心掛けること。 (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用すること。 (2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。邪魔にならない所がかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 保護眼鏡等
刈払い機作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用前に必ず点検すること。 (1) ネジの緩みはないか。 (2) 作業に適した刃が付いているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。また、予備の刃を持参して適宜交換するなど、常に最良の状態で使用すること。 2 安全ガードは必ず取り付けること。 3 保護眼鏡を着用すること。 4 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に、小石には十分注意すること。 5 刈払い機の操作時間は、1日2時間以内とし、一連続操作時間はおおむね30分以内とし、一連続作業時間の後、5分以上の休止時間を設けること。 6 作業中は、半径10m以内に他の人を近付けないこと。 7 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 8 ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 9 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーを付けること。 10 刈払い機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 保護眼鏡等

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
小規模な除草剤作業 及び消毒作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用に当たっては、薬剤容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスク等を使用し、扱いは十分に注意すること。また、作業途中での喫煙、飲食は絶対にしないこと。 3 散布に当たっては、風向きに十分注意すること。 4 散布に当たっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周辺の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。 5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。 6 余った薬剤の処理には十分注意すること。 7 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間帯に行うこと。 8 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。 9 めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。 10 後始末を確実にすること。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 ゴム手袋 保護眼鏡 保護マスク等
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。 3 トラックでの道具等の積み下ろしは、荷崩れが起きないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、保護帽を着用すること。 	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等

作業別安全・適正就業基準Ⅳ（作業名 ビル清掃）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装は、常に衛生的に心掛けること。 4 長いひも類、装飾品は身に着けないこと。 5 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。 6 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は滑り止めのものを使用すること。 7 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。 8 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ大量の水で洗うこと。 9 溶剤のガスは、吸い込まないように注意すること。場合によっては、保護具を着用すること。 10 作業中は、「清掃中」の看板を立てておくこと。また、立ち入り禁止の標示や作業区域に縄を張るなどすること。 11 作業に使用した機械や資材は放置しないで、作業をしやすく常に整理整頓を心掛けること。 12 重量物の取扱いは、特に慎重に行うこと。 13 機械器具の故障その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。 14 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。 15 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。 	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 洗剤や床維持剤の液は、特に滑りやすいから注意すること。 2 作業中は、滑り止めの靴を履くか、滑り止めカバーの類を使用すること。 3 作業に当たっては、滑りやすくなっているの、急ぐときでも走らないこと。 	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
窓ガラスの洗浄作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガラス部に手を突いたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。 2 窓等の開閉には十分注意して作業を行うこと。 3 無理な姿勢で作業をしないこと。 	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
清掃用機械器具の使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機械の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。 (3) スイッチの切り入れやコンセントの差し込み、引き抜きは、慎重に行うこと。 (4) 故障の機械を無理に使わないこと。 2 ポリッシャーの使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで作業すること。 (2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。 	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
脚立等使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業中は、安全帯及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 2 踏み台や作業台は、不安定な場所に立てないこと。 3 踏み台の上に更に踏み台を重ねたりして作業を行わないこと。 踏み台の代わりに回転椅子、折り畳み椅子は絶対に使用しないこと。 4 資材や器具が上から落下しないように気を付けること。 5 椅子、上枠付踏み台、手すり付作業台の使用。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不安定な場所に立てないこと。 (2) 滑る床の上に立てないこと。 (3) 安定を確かめて上ること。 (4) 飛び降りないこと。 (5) 無理な姿勢（つま先立ちなど）で作業しないこと。 (6) 2m以上の作業では、下に補助者を置くこと。 	保護帽 作業服 滑り止め靴 手袋 安全帯等